

令和 5 年 度 第 5 回 議事録

笠岡市農業委員会

5 . 8 . 8

第 5 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和5年8月8日 午前 9時30分

2 開会日時 令和5年8月8日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和5年8月8日 午前 10時00分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	三宅勝二	出	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	畦 崎 友 梨	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	西 山 博 行	事務局次長	松 枝 大 作
推進委員	有 本 正 義	主 事	西 山 彰 人
推進委員	桑 田 圭 介	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 16 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 17 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 18 号	現況証明願の承認について
議案第 19 号	利用状況調査に係る非農地判断について
議案第 20 号	「笠岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領」の策定について
報告第 12 号	農用地利用集積等集積計画（権利の移転関係）の認可について
報告第 13 号	農作業等受委託契約書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

9 番委員

10 番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第5回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第5回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を9番片岡委員さん、10番大平委員さん、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー25号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー25号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、この度、笠岡市内へ転居し、果樹の栽培を始めるにあたり、転居先に隣接する申請地を取得しようとするものです。譲渡人は遠方に居住しており、管理が困難となっていました。</p> <p>譲受人はこれまで営農経験はないものの、申請地の面積は〇㎡であり、転居先からも近距離にあることから、栽培管理していくことは十分可能と考えられます。また、事務局での現地調査にて、申請地は現在草刈り管理がされており、作付開始は容易な状況であることを確認しております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われまふ。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。また、譲渡人の方と話をすることもできました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p>

	<p>続きまして、ナンバー26号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー26号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は現在〇〇地区にて主に水稻を栽培していますが、この度、野菜を栽培するために申請地を取得しようとするものです。農業経験は十分に有り、申請地についても適切に栽培管理していくことは十分可能と考えられます。なお、申請地に農業用倉庫を設置するとのことであり、それに係る農地法施行規則該当転用届が提出されていることを確認しております。これについては、次回農業委員会総会での報告対象となる見込みです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー27号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー27号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は果樹を栽培するために申請地を取得しようとするものです。譲渡人は高齢のため農地の管理が困難となっているとのことです。</p> <p>譲受人は、〇〇に居住していますが、自宅から申請地までは自動車です約〇時間ほどのため通作可能です。〇〇氏は〇〇で〇㎡ほどの家庭菜園をされており、耕耘機も所有しています。事務局での現地調査では、申請地は少し荒れている様子でしたが、耕作者は家族〇人であり、申請地の栽培管理は十分可能と考えられます。</p> <p>また、家庭菜園は行っているものの小規模であるため、営農計画書の提出があります。</p> <p>なお、申請地は令和5年度第1回農業委員会において、現況を畑とした農地です。</p>

	<p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>先日推進委員の方と現地調査に行つて参りました。また、譲受人の方と話をすることもできました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー6号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー6号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑1筆でございます。農地区分につきましては、農用地区域内農地。転用目的はイベント会場及び露天駐車場として使用するというものです。</p> <p>一時転用期間は〇月〇日から、片付け期間を含め、〇月〇日までとなっております。当該申請地は農用地区域内農地ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であつて、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」に該当しており、許可妥当と思われます。</p> <p>今回の一時転用は土地の形質変更を行わず、そのまま使用いたしますので、土砂流出の心配はなく、雨水についても地下浸透及び既存水路への排水となるため、隣接する土地への影響はございません。また、耕作者である〇〇及び土地共有者である〇〇の同意書も提出されています。</p> <p>なお、本申請につきましては、転用面積が4ヘクタールを超えますので岡山県農業会議に諮問のうえ、岡山県の許可を得ることになります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第18号「現況証明願の承認について」を上程します。事</p>

	務局の説明をお願いします。
事務局	<p>ナンバー2号でございます。〇〇によります、現況証明願の申請でございます。申請地は〇〇の宅地1筆でございます。申請地目は畑となっております。当案件について、令和5年7月13日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員と現地を確認いたしました。</p> <p>現地の状況について説明いたします。別紙を御覧ください。</p> <p>申請地は元々居宅があった場所ですが、滅失後、令和5年5月頃より畑として利用しているとのこと。現状として、作付がされていることが確認できるため、農業委員3名の同一の意見により、「畑」と判定しております。</p> <p>なお、道路と高低差があるため、以前から進入路部分をアスファルト舗装しております。現況地目が畑となることに伴い、進入路部分に関して農地転用の届を提出してもらうよう、案内する予定としております。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>現地を確認していただいております、担当地区の委員さんからの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり、農業委員3名で現地調査に行きまして。進入部分とそれに附随する一部がアスファルト舗装されていましたが、それ以外は全て耕耘されており、作物も植え付けられておりました。よって、畑と判定致しました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー3号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー3号でございます。〇〇によります、現況証明願の申請でございます。申請地は〇〇の宅地1筆でございます。申請地目は畑となっております。</p> <p>当案件についても7月13日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員と現地を確認いたしました。</p> <p>現地の状況について説明いたします。別紙を御覧ください。</p> <p>申請地は元々は居宅が建っていた土地です。一部では作物の作付を確認できましたが、庭木が多く植樹されており、倉庫もありました。土地の大部分において耕起や肥培管理されている様子は認められないため、農業委員3名の同一の意見により、「宅地」と判定しております。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>

会長	現地を確認していただいております，担当地区の委員さんからの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり，農業委員3名で現地調査に行つて参りました。庭木が多く，作付されている部分は僅かでありました。大部分が耕作されていないため，宅地と判定致しました。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数と言うことで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，議案第19号「利用状況調査に係る非農地判断について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第30条第1項に基づく利用状況調査（農地パトロール）にて，周囲の状況からみて，その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるものとして判定された農地，つまり，再生利用が困難な農地について，調査後直ちに非農地判断を行い，農地台帳から除外することとなっています。</p> <p>この度令和4年度に実施した農地パトロールにて，再生利用が困難と判断された農地を非農地判断するものです。</p> <p>非農地判断後，対象地の所有者等や市，法務局等の関係機関に対し，その旨の通知することとなっております。対象地の現状については，航空写真で確認できます。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ないようなので，決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，議案第20号「『笠岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領』の策定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地パトロールは農業委員会の必須業務として農地法第30条第1項にて規定されています。今年の実施にあたり，実施要領を策定いたします。5月18日に行われた都道府県農業会議会長会議にて承認された，令和5年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づいて案を作成しております。</p> <p>なお，今年はタブレットの現地確認アプリを使用する調査となりますので，後ほど使用方法等について説明します。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>何か意見のある方は挙手をお願いします。 ないようなので、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第12号「農用地利用集積等集積計画(権利の移転関係)の認可について」、報告第13号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしく願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(1) 次回農業委員会 9月5日(火)午前9時30分から 分庁第4 2階大会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務必携について ・照会番号付き不動産登記情報の取扱いについて ・9月5日開催農業委員、推進委員の研修について ・現地確認アプリの使用方法について <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>